

令和2年7月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和2年7月定例教育委員会付議議案 目次

報告第14号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)
報告第15号	専決処分の承認を求めることについて-----2 (臼杵市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について)
第41号議案	臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について-----5
第42号議案	臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の一部改正について-----6
第43号議案	令和3年度使用小・中学校教科用図書の採択について-----7
第44号議案	国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について-----8
第45号議案	臼杵市歴史資料館運営委員会を委嘱又は任命することについて-----9

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する専務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）の第2条に基づき報告し承認を求める。

令和2年7月29日

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

専決年月日 令和2年7月2日

専決処分内容 臼杵市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定
(内容 下記のとおり)

記

臼杵市学校臨時休業対策費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月2日

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

臼杵市教育委員会告示第4号

臼杵市学校臨時休業対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臼杵市学校臨時休業対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、臼杵市補助金等交付規則（平成17年臼杵市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の臨時休

業により、学校給食が中止となったため発注の取消しによる影響を受けた給食調理事業者に対し補助金を交付することにより、給食調理事業者の体制維持を支援し、今後の学校給食事業の安定した運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 小中学校 白杵市立の小学校及び中学校をいう。

(3) 臨時休業 白杵市が新型コロナウイルス感染症防止対策を目的として臨時に実施した小中学校の休業をいう。

(4) 給食調理事業者 白杵市の学校給食用物資を納入している牛乳、米飯及びパンの加工業者等をいう。

(交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 臨時休業により発注が取消しとなった学校給食用物資（牛乳、米飯及びパンに限る。）の加工賃に相当する経費

(2) 前号のほか、市長が特に必要と認める経費

(交付の対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、給食調理事業者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付を行うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条各号の規定にかかわらず、補助金等交付申請書に補助対象経費の算出を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。申請内容を変更しようとする場合もまた、同様とする。

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を審査し、補助金の交付が適当であると決定したときは、当該申請者に対し補助金等交付決定通知書を交付する。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者が当該補助金の交付を請求しようとするときは、規則第11条第2項の規定により補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

(適用除外)

第10条 規則第8条に規定する着手届及び完了届並びに規則第11条第2項に規定する精算書の提出は、省略するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の臨時休業による学校給食の中止に伴い、その影響を受けた給食調理事業者に対する補助金の交付が必要なため。

第41号議案

臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年7月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する告示

臼杵市立学校施設使用条例施行規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「育成等」を「育成」に、「団体」を「団体等」に改め、同号に次のように加える。

エ 自治会及び地域振興協議会使用するとき。

第5条第1項第3号中「臼杵市体育協会」を「臼杵市スポーツ協会」に改め、「臼杵市人権・同和教育研究会」の次に「及び地域のスポーツ団体又は文化団体等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

使用料の減免について、適用対象を明確にする必要があるため。

第42号議案

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年7月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱（平成28年臼杵市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「臼杵市体育協会加盟団体代表者」を「臼杵市スポーツ協会加盟団体代表者」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

令和2年7月1日付けで「臼杵市体育協会」の名称が「臼杵市スポーツ協会」へ変更になったため。

第44号議案

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和2年7月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱（平成17年1月1日教委告示第8号）第3条の規定に基づき、令和2年8月1日付で下記の者に委員を委嘱したい。

記

	氏 名	年齢	性別	住所	所 属	備考
1	せき 関 泰典	61	男	臼杵市	臼杵市文化財調査委員会	有識者 (建築史)

任期 令和2年8月1日～令和4年3月31日

理 由

臼杵市文化財調査委員会委員長をこの任に宛てているが、委員長が木本邦治委員より関泰典委員に交代したため。

第45号議案

臼杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について

臼杵市歴史資料館運営委員会を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和2年7月29日

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

任期満了に伴い、臼杵市歴史資料館運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき、令和2年8月1日付で下記の者に委嘱又は任命する。

記

臼杵市歴史資料館運営委員会委員

	氏 名	年齢	性別	住所	所 属	備 考
1	かとう やすひこ 加藤 康彦	63	男	別府市	佐伯市地域振興部 大手前開発推進室	日本近代美術史 (委嘱)
2	おおつ ゆうじ 大津 祐司	59	男	大分市	大分県先哲史料館	日本近世史 (委嘱)
3	きら くにみつ 吉良 國光	72	男	福岡市	大分県立芸術短期 大学名誉教授	日本中世史 (委嘱)
4	せき やすのり 関 泰典	61	男	臼杵市	臼杵市文化財調査 員会	建築史 (委嘱)
5	くどう とものり 久藤 朝則	74	男	臼杵市	臼杵市議会議員	市議会代表 (委嘱)
6	たかはし ゆうじ 高橋 祐二	61	男	臼杵市	大分県立臼杵高校	社会科教育 (委嘱)
7	のだ きみひろ 野田 公博	52	男	臼杵市	臼杵市立臼杵南小 学校	社会科教育部会 (小学校社会科部 会) (任命)

8	しゅとう ごう 首藤 剛	50	男	大分市	臼杵市立東中学校	社会科教育部会 (中学校社会科部 会) (任命)
9	かめい みわこ 亀井 美和子	71	女	臼杵市	臼杵市社会教育委 員	社会教育 (委嘱)
10	さとう ちはる 佐藤 千春	29	女	臼杵市	臼杵市観光情報協 会	観光振興 (委嘱)

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日

理 由

臼杵市歴史資料館運営委員会設置要綱による委員を委嘱又は任命し、運営委員会を開催する必要が生じたため。